

# 地域県土警察常任委員会資料

(令和6年11月29日)

[件名]

- 令和6年度鳥取県国民保護共同実動・凶上訓練（国重点）の実施について  
(危機対策・情報課) … 2
- 島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の対応状況について  
(原子力安全対策課) … 3
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第31報）  
(原子力安全対策課) … 7
- 令和6年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施結果について  
(原子力安全対策課) … 19
- 原子力安全顧問の委嘱について  
(原子力安全対策課) … 21

## 危機管理部

# 令和6年度鳥取県国民保護共同実動・図上訓練(国重点)の実施について

令和6年11月29日  
危機対策・情報課

国民保護法に基づき、国・鳥取市・倉吉市と共同で緊急処理事態(※)想定 of 国民保護共同実動・図上訓練(国重点訓練)を実施しました。国重点訓練は、内閣官房主導で行う都道府県単独では実施困難かつ従来よりも高度な訓練(年2か所)です。

※ 国民保護法の対象となる事態は、着上陸侵攻や弾道ミサイル攻撃などの「武力攻撃事態等」と発生段階では武力攻撃事態としての判断が困難な「緊急処理事態」(大規模テロなど)に分類されます。

## 1 訓練日時、場所

令和6年11月12日(火) 9:30~16:30

鳥取県庁、鳥取市役所、倉吉市役所、鳥取県立中央病院、鳥取市民体育館

## 2 訓練想定概要

- 鳥取市浜坂地内の海岸で無人の不審船及び複数名の上陸形跡を確認。上陸した不審勢力が小火器を携行している可能性が高いことが判明し、自衛隊に治安出動が下令。鳥取市の一部に屋内退避を要請。
- 緊急処理事態に認定され、潜伏地域(右図紫枠)を封鎖し、封鎖地域の周辺地域(右図赤枠、約3万8,000人)に避難指示

※ 封鎖地域内の避難は治安機関担当のため想定外



## 3 参加機関

参加機関50機関(参加者400名超)

※ 警察・自衛隊・海上保安庁等のヘリコプター6機

## 4 訓練内容

10:00~ 合同対策協議会(県庁災害対策本部室等:オンライン)

閣議決定事項、避難措置の指示等を国・県等で情報共有  
県緊急処理事態対策本部会議(同:オンライン)

避難の指示、避難実施要領の決定

13:00~ <<図上訓練>>

対策本部運営訓練(鳥取県庁、鳥取市役所、倉吉市役所)

避難実施要領に基づく住民避難オペレーション、  
突発事案への対応、他本部への情報伝達等

<<実動訓練>>

医療施設避難訓練(中央病院)

入院患者の避難手順の確認、ヘリ等による重篤患者搬送

自家用車避難者受付訓練(鳥取市民体育館駐車場)

自家用車で避難した住民の避難確認手順等の確認(※)

避難先連絡所運営訓練(鳥取市民体育館メインアリーナ)

貸切バスで避難した住民の避難確認手順等の確認(※)

※ QRコードを活用して住民の避難状況を把握する「避難者動態確認プログラム(内閣官房作成)」を使用



## 5 訓練の成果等

- 今後、国や関係機関等と振り返りを行い、成果等を取りまとめて鳥取県国民保護計画に反映し、計画の更なる実動性向上を図る。
- 本訓練では『避難・救援等の方針』を作成。「避難状況の把握」や「要配慮者避難」の手順等について、今後、鳥取県国民保護計画の修正を行う。
- 実動訓練では、国民保護訓練における他機関との連携要領等を確認。なお、自家用車を主幹輸送とした避難は当県がモデルケースとなり、今後の国重点訓練に引き継がれる。

# 島根原子力発電所2号機の特重大事故等対処施設等の対応状況について

令和6年11月29日

原子力安全対策課

島根原子力発電所2号機（以下「2号機」という。）の特重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）の10月23日の設置変更許可を受け、原子力安全顧問及び米子・境港市の住民代表から意見聴取を行いました。

今後、2市からの意見回答を踏まえ、中国電力への回答案等を取りまとめる予定です。

## 1 特定重大事故等対処施設等に係るこれまでの対応

### (1) 事前報告

平成28年4月28日に中国電力から、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第6条に基づく事前報告を受け、同年6月17日に意見を留保し、原子炉設置変更許可後に住民、県議会、原子力安全顧問、米子市及び境港市の意見を聞いた上で、改めて回答（意見）するとした。

### (2) 中国電力の申請

平成28年7月4日に中国電力は特重施設等に関する原子炉設置変更許可を原子力規制委員会に申請した。

### (3) 顧問による確認

平成28年5月16日、同年12月19日、令和6年8月20日に開催した原子力安全顧問会議において、中国電力から原子力安全顧問は特重施設等の概要、審査状況等の説明を受けた。

### (4) 原子炉設置変更許可（審査合格）

2回の補正書提出、24回の審査会合、2回の現地調査を経て、本年10月23日に許可された。なお、核セキュリティ上、審査は原則非公開で行われた。

## 2 令和6年度第4回原子力安全顧問会議

専門家による技術的・科学的な審査の確認結果を顧問意見としてとりまとめた。会議映像は県ホームページで公開中。

(1) 日時 11月21日（木）午後1時～2時

(2) 場所 災害対策本部室

(3) 出席者 県原子力安全顧問（10名）

占部顧問、藤川顧問、甲斐顧問、富永顧問、片岡顧問、  
牟田顧問、望月顧問、香川顧問、野口顧問、河野顧問  
中国電力株式会社 森田執行役員鳥取支社長 他  
県、米子市、境港市

(4) 議題 ア 2号機の特重施設等の審査結果の確認

イ 2号機の安全対策

### (5) 結果

2号機の特重施設等の審査結果について、顧問意見をとりまとめた。詳細は添付1参照。

#### <顧問意見の概要>

核セキュリティ上、公表されていない部分もあるが、公表された範囲において原子力規制委員会による審査が適切に行われていることを確認したことから、審査結果は妥当なものと判断する。なお、信頼性向上のためのバックアップ施設ではあるものの、5年の猶予に限らず可能な限り速やかに設置すること、住民への分かりやすい丁寧な説明により信頼を得ることが必要である。



県HP

### 3 令和6年度第2回原子力安全対策合同会議

中国電力及び原子力安全顧問から、2号機の特重施設等の概要、安全対策、原子力安全顧問の意見（専門家意見）等について説明し、住民代表である安全対策協議会委員から意見を聴取した。

また傍聴席及びサテライト会場（みなとテラス：境港市）を設け、一般にも広く公開した。会議映像は県ホームページで公開中。



県HP

(1) 日時 11月24日（月）午後4時30分～5時40分

(2) 場所 米子ワシントンホテル

(3) 出席者 米子市 米子市原子力発電所環境安全対策協議会委員  
（米子市長他、32名中23名出席）  
境港市 境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員  
（境港市市長他、33名中17名出席）

県 平井知事、県幹部

県原子力安全顧問（6名）

占部顧問、北田顧問、望月顧問、富永顧問、香川顧問、梅本顧問

中国電力株式会社 三村常務執行役員電源事業本部島根原子力本部長 他

※傍聴19名（米子ワシントンホテル11名、みなとテラス（サテライト会場）8名）

(4) 議題 ア 2号機特重施設等の概要（中国電力説明）

イ 2号機特重施設等の審査結果に対する原子力安全顧問意見（顧問説明）

ウ 2号機の安全対策（中国電力説明）

(5) 主な質疑応答

8人から合計16の質問や意見があった。

※ 会議当日の時間内にできなかった質問については質問用紙で受け付け、回答は県のホームページで公開する。

#### <機能関係>

（質問）電源設備3系統目は1、2系統目をリカバリーするものか、または充実させるものか。

→（中国電力）安全性向上のため充実させるもの。

（質問）島根2号機の特重施設は原子炉建物等から離れた位置に整備するのか、それとも頑丈な建物内に整備するのか。

→（中国電力）特重施設はテロの対策設備であるため、具体的に説明することはできないが、原子炉建物等と同時に破損することを防ぐために隔離距離を取る、又は頑丈な建物に整備することが必要となる。

（質問）放射性廃棄物の保管場所に航空機衝突等に対して大丈夫か。

→（中国電力）特重施設は原子炉や原子炉内の燃料（使用済核燃料を含む）を守ることを目的であるため、低レベル放射性廃棄物建物は対象ではない。ただし、万が一、放射性廃棄物建物が狙われても、周辺に影響を与えるような状況にはならない。

（質問）境港にある美保基地は、強靱化によりミサイル攻撃に対しても基地司令部は維持されることが前提となっている。ウクライナでは原発が攻撃対象にもなり、ミサイル攻撃を受けた場合、特重施設の対策で十分やっていけるのか。

→（中国電力）軍事攻撃に関する具体的な情報がいないため、具体的な対策は取っていないが、特重施設の整備前であっても、テロ対策として新規制基準で求められている可搬設備の分散配置などで原子炉を冷却する体制を整備している。また、大規模損壊訓練で的確に対応できることを確認し、国の確認（原子力規制検査）を得ている。

#### <運用関係>

（質問）特重関連施設の完成年月を教えてください。

→（中国電力）令和10年8月29日の期限内にできるだけ速やかな設置を目指し進めてお

り、今後、工事計画認可、保安規定等の許認可手続きにも適切に対応していく。  
(質問) 現場シーケンス訓練はどのような体制で対応され、再稼働後の要員計画はどうなっているのか。あわせて、再稼働は特重施設が完成するまで待ってほしい。

→ (中国電力) 訓練項目毎に必要な要員が異なるが、発電所全体の体制としては、昼夜関係なく47名が常勤し、常に万が一の事態に対応できるようにしている。

特重施設の設置には5年の猶予(経過措置期間)が認められているが、まずは再稼働し、安全運転に努め、なおかつ特重施設をさらなる安全性向上に資する施設として、早く建設できるように許認可、工事に努めていく。

(質問) 現場シーケンス訓練の問題点、改善点、反省点はあったのか。

→ (中国電力) 訓練の主たる目的である現場の対応能力、所定時間内での実施結果を示したもので、現場オペレーションの実行において細かな改善点等があり、手順の改善、現場対応を改善し、対応能力のさらなる積み上げ向上に努める。

(質問) 顧問意見である「緊急時制御室に高い技能を取得した要員を配置し」と限定された記載となっているが、高度な知識技能は全員に求められるものとする。

→ (中国電力) 重要な施設を運転管理する者として高い技術技能、若い技術者への技術の継承にしっかり取り組んでいく。

#### <その他>

(質問) 木造家屋での屋内退避の効果について示していただきたい。

→ (鳥取県) 本会議の議題と異なるため別途回答。

(質問) 原子力安全顧問の意見にもある「地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、住民等へのわかりやすく丁寧な説明を求める」に対する見解は。

→ (中国電力) 境港市での公民館単位での説明会、自治体向け説明会の開催、発電所見学会等での説明を行っており、理解を得ていきたい。

→ (知事) 中国電力は責任を持ち、住民に対してわかりやすい丁寧な説明をしていただき、原子力安全顧問の考え方を反映していただきたい。また、両市とも相談しながら必要に応じて対応していく。

#### 【添付資料】

添付1 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の審査結果に対する原子力安全顧問意見

特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）  
の審査結果に対する原子力安全顧問意見

令和6年11月21日  
鳥取県原子力安全顧問

鳥取県原子力安全顧問は、島根2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子炉設置変更許可申請の審査内容について、専門的観点から確認を行った。

特定重大事故等対処施設はテロ対策施設であるため、核セキュリティ上、公開されている情報は限定されているが、公開された範囲において審査対象となる施設の安全対策について技術的・科学的な視点から確認を行うとともに、非公開の範囲においても原子力規制委員会による審査で確認されていることを確認した。

## 1 新規制基準の審査

### (1) 特定重大事故等対処施設

ア 特定重大事故等対処施設の設計については、設置する地盤には活断層が認められず、高い耐震性を有した設計及び火災防護対策が適切に講じられており、大型航空機が原子炉建物に衝突したとしても当該施設の機能が維持されることが審査で確認されていることを確認した。

イ また、特定重大事故等対処施設の運用については、テロ行為により中央制御室での対応が困難な場合の代替施設となる緊急時制御室に高い技能を取得した要員を配置し、緊急時制御室に切り替えるタイミングなどが審査で確認されていることを確認した。

ウ 当該施設の設置により2号機本体への設備の構造・強度に与える影響はなく、工事期間中アクセスルートが使用できないなどの弊害がないことが審査で確認され、重大事故対応に使用できる設備が増加したことにより、安全対策がさらに強化されることを確認した。

### (2) 所内常設直流電源設備（3系統目）

ア 所内常設直流電源設備（3系統目）の設計については、新たに整備した115V系蓄電池（3系統目）を支持する第3バッテリー格納槽を設置する地盤には活断層が認められず、高い信頼性を確保するために高い耐震性を有した設計としていることや、他の直流電源設備と電路が異なることで独立性を有し、異なる建屋・区画に整備することで位置的分散を図るなどの安全対策が講じられていることを確認した。

イ また、当該設備による給電範囲を限定することで炉心の著しい損傷等を防止する観点から問題がないことを十分考慮しつつ、給電対象設備への給電の信頼性を高めていることを確認した。

## 2 総評

特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）について、原子力規制委員会による審査が適切に行われていることを確認したことから、新規制基準に基づく審査結果は妥当なものと判断する。

今後、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）については、設計及び工事の計画の認可及び保安規定変更認可に係る審査が行われることから、原子力規制委員会の審査に対して真摯に対応することを求める。併せて安全性向上に向けた不断の取組を行うとともに、地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、住民等へのわかりやすく丁寧な説明を求める。

また、特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）はバックアップ設備であり、その設置については島根2号機の本体設備の設計及び工事の計画の認可から5年の猶予（令和10年8月29日）があるが、安全性の更なる向上を図るため、速やかに設置するよう期待する。

## 島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第31報）

令和6年11月29日

原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は9月17日）

### 1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在は、解体保管物の保管エリア設定、管理区域内設備の解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

### 2 島根原子力発電所2号機

5月30日の保安規定変更認可をもって、新規基準への適合性申請に係る原子炉設置変更許可、設計及び工事の計画認可、保安規定変更認可が揃ったことから、9月9日の原子力安全顧問会議及び原子力安全対策合同会議で顧問意見（専門家意見）及び住民意見を聴取、10月5日の原子力安全対策PT会議（コアメンバー）で2市の意見を聴取、同月7日及び10日に県議会意見を聴取した上で中国電力に意見を提出するとともに、国へ要望を行った。

#### （1）2号機に関する中国電力への意見提出

ア 日時 10月10日（木）午後1時30分～午後1時50分

イ 出席者 平井知事、伊木米子市長、伊達境港市長

中国電力株式会社 北野副社長 他

ウ 意見

令和6年能登半島地震をはじめ最新の科学的知見の安全対策への反映、組織的・人間的な面での安全な運用体制の確立、使用前事業者検査等の真摯な実施、円滑な避難のための継続的な財源措置等の10項目の意見を中国電力に提出した。

※ 意見は添付1を参照

#### （2）2号機に係る国への要望

	原子力規制委員会	内閣府（原子力防災）	経済産業省
要望日	10月11日（金）	10月24日（木）	10月25日（金）
対応者	片山長官	国定政務官	上月副大臣
出席者	平井知事 伊木米子市長 伊達境港市長	平井知事 伊達境港市長	平井知事

※ 要望内容は添付2～4を参照

#### （3）安全対策工事・使用前事業者検査

10月28日までに、燃料装荷までに行う使用前事業者検査及び使用前確認が終了したことから、安全対策工事が完了した。10月28日から燃料プールに貯蔵している燃料集合体（560体）を原子炉に入れる燃料装荷を開始し、11月3日に作業が終了した。

今後、12月7日に原子炉起動、12月下旬に発電開始（発電機並列：再稼働）する予定である。

#### (4) 特別な監視体制

燃料装荷（10月28日）～営業運転再開（1月上旬予定）までの間、本県は安全を確認するため特別な監視体制で臨むとともに、重要なポイントには幹部職員が立会することとしている。

10月29日に燃料装荷の作業を危機管理部長が現地で立会して確認した。また、11月26日に原子炉格納容器の蓋（鋼鉄製）を取り付ける原子炉格納容器復旧作業を現地で職員が確認した。

今後、原子炉起動時（12月7日予定）にも幹部職員が立会し、確認をする予定である。また、中国電力からトラブルの連絡があった場合には、夜間休日を問わず、直ちに現地（島根原子力発電所）へ急行する体制としている。



燃料装荷における特別な監視体制

#### (5) 長期施設管理計画

認可申請：令和6年7月30日、審査会合：2回

1号機と共用していた制御室建物等は2号機本体（運転開始から36年が経過）よりも古く、これらの原子炉本体よりも古い施設への対応について、11月14日の審査会合で審議され、中国電力は制御室建物等に対して長期施設管理計画の中で点検を実施する旨を説明した。原子力規制委員会から異論はなかった。

※ 長期施設管理計画は、GX脱炭素電源法（令和5年5月31日成立）による新制度に基づくもので、運転開始30年以降、10年以内ごとに認可が必要である。30年を超えて運転するために認可が必要。

#### 3 島根原子力発電所3号機（前回報告から変化なし）

設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合7回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

#### 4 島根原子力発電所で発生した火災の再発防止対策の報告及び立入調査

令和6年4月30日に島根原子力発電所2号機タービン建物（管理区域内）で発生した火災及び同年9月7日に同原子炉建物西側の屋外（管理区域外）で発生した火災について、中国電力が取りまとめた再発防止対策について、10月17日に報告を受け、県は原因調査、再発防止対策の徹底について確認するため、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第11条に基づく立入調査を実施した。

なお、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定に基づく立入調査等運用綱領」

2 (1) に基づき、米子市と境港市も同行して確認を行った。

(1) 再発防止対策等の報告

ア 日時 10月17日(木) 午後2時から午後2時30分

イ 場所 危機管理部長室

ウ 出席者 中国電力株式会社鳥取支社 副支社長 福本 紳二

危機管理部長 水中進一

エ 報告内容 (主な原因及び再発防止対策)

(ア) 4月30日の火災

推定原因	再発防止対策
仮設分電箱と溶接鋼材の接触による迷走電流の影響	仮設分電箱の金属脚を通じた電流経路が形成されないように、仮設分電箱を配置する。
筐体アース取り付けネジの締付不良	プラスチック製仮設分電箱内に取り付けられているアース線の固定部について、設置を目的とした取付けではないため、仮設分電箱と金属脚を固定しているネジ部から取り外す。
—	工事等に使用している仮設分電箱をプラスチック製から金属製に順次取替える。

(イ) 9月7日の火災

推定原因	再発防止対策
資材の片付け不良	不要材は、休憩毎及び作業終了時にゴミコンテナに持って行くこととする。なお、飛散の可能性があるものは、土のう袋に入れて管理する。
火気作業場所の点検不良	溶接作業開始前に、作業区域内に可燃物がないことを確認する。
回路電流経路の一時的な形成不良	帰線クランプを設置する箇所でアングル鋼材と鉄筋の接触面が大きくなるように、金具で取り付けること。
溶接機の帰線クランプ設置場所の不良	帰線クランプは、火気監視人が監視しやすいよう、溶接作業場所近くに設置すること。

(2) 立入調査

ア 日時 10月23日(水) 午前9時30分から午後4時45分

イ 場所 島根原子力発電所

ウ 確認者 鳥取県(原子力安全対策課、西部総合事務所職員)3名、米子市1名、境港市1名

エ 対応者 中国電力株式会社 岩崎島根原子力発電所長ほか

オ 調査結果

資料の確認、関係者への聞き取り及び現場確認により、発生原因が適切な調査・検証に基づいて分析されたものとなっていること、発生原因を踏まえた適切な再発防止対策が立案され、再発防止対策が適切に実施されていることを確認した。

なお、調査結果については、県ホームページに掲載している。

<県HP>



4月の火災



9月の火災

(参考) 火災の概要

	4月30日の火災	9月7日の火災
発生日時	令和6年4月30日(火) 午後3時44分頃	令和6年9月7日(土) 午前9時5分頃
発生場所	2号機タービン建物2階復水器室(管理区域内)	2号機原子炉建物西側(屋外)(放射線管理区域外)
発生状況	島根2号機タービン建物内(放射線管理区域内)に設置している仮設分電箱に焦げ跡があることを中国電力社員が確認。消火活動はなく、公設消防が火災と判断。	安全対策工事の溶接作業を行っていたところ、コンクリート養生マットからの出火を確認。作業員がすぐに消火。
影響の有無	負傷者なし。汚染・被ばくなし。プラント及び外部への放射能の影響なし。	負傷者なし。汚染・被ばくなし。プラント及び外部への放射能の影響なし。
県の対応	4月30日 火災当日、立入調査を実施(米子市と境港市が同行)。原因究明、再発防止対策を申し入れ ※島根県と松江市の立入調査も同日実施。 5月2日 中国電力から報告を受け、原因究明、再発防止対策及び対応状況の報告を申し入れた。 10月17日 中国電力から原因及び再発防止対策の報告。 10月23日 立入調査を実施。(米子市と境港市が同行) ※島根県と松江市の立入調査も同日実施。	9月7日 火災当日、立入調査を実施(米子市と境港市が同行)。 ※島根県と松江市の立入調査も同日実施。 9月8日 平井知事が安全対策工事の視察時に原因究明及び再発防止対策の徹底を申し入れ。 10月17日 中国電力から原因及び再発防止対策の報告。 10月23日 立入調査を実施。(米子市と境港市が同行) ※島根県と松江市の立入調査も同日実施。

5 その他(島根原子力発電所における港湾法関連の届出漏れ)

中国電力は、11月22日(金)、島根原子力発電所の港湾工事に関連して、港湾法上の届出漏れがあったことを公表した。

中国電力の港湾法に対する認識不足により、島根原発の港湾工事(2号機防波壁漂流物対策工事、3号機港湾工事)について、島根県への届出が行われていなかったもの。鳥取県としては、同日、危機管理部長が中国電力から報告を受け、厳重注意を行った。

【添付資料】

- 添付1 島根原子力発電所2号機に係る安全対策について(通知)
- 添付2 原子力規制委員会への要望  
「島根原子力発電所2号機の安全対策に係る要望について(通知)」
- 添付3 内閣府(原子力防災)への要望  
「島根原子力発電所2号機の安全対策に係る要望について(通知)」
- 添付4 経済産業省への要望  
「島根原子力発電所2号機の安全対策に係る要望について(通知)」

(添付1)

第 202400171713 号  
防起第 1289 号-1  
発境防第 1537 号  
令和 6 年 10 月 10 日

中国電力株式会社  
代表取締役社長 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2 号機に係る安全対策について（通知）

島根原子力発電所 2 号機について、鳥取県、米子市及び境港市は、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」第 6 条第 2 項に基づき回答した令和 4 年 3 月 25 日付第 202100325587 号、防起第 3219 号-1 及び受境自第 41-1 号に基づき、島根原子力発電所 2 号機の安全確保について下記のとおり意見を提出するので、安全を第一義として、責任ある対応を行うよう強く求めます。

なお、貴社におかれては、島根原子力発電所 2 号機の稼働にあたり、令和 6 年能登半島地震等の教訓等の知見も踏まえて、万全の技術と識見を駆使することはもとより安全文化を実践し不断に安全を追求し続けることが不可欠であることを深く自覚されますとともに、鳥取県、米子市及び境港市としても、地域住民の安全を確保するため引き続き監視及び確認を続けることとし、今後とも専門家の意見を踏まえ協定の趣旨に則り必要な意見を提出し所要の措置を求めていくので、その意見等に則り安全対策を遺漏なく完遂されますよう、併せて申し入れます。

記

- 1 宍道断層と鳥取沖西部断層との連動の可能性判断を含む地震・津波等の対策のあり方については、令和 6 年能登半島地震の知見をはじめ最新の科学的知見を収集し、見直す必要がある際には速やかに更なる安全対策を講じる等適切に対処すること。
- 2 島根原子力発電所 2 号機の運用は、長期間停止していた上、重要な施設・設備が増設されていることから、安全を第一義とし、施設・設備の整備だけでなく、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の面においても充実強化を行い、ヒューマンエラー防止対策も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制を確立すること。

- 3 現在実施している使用前事業者検査等の所要の法令上の手続きを真摯に実施し、鳥取県、米子市及び境港市にその状況について報告すること。併せて、燃料装荷及び原子炉起動の際には当方の職員を立ち合わせるなど、周辺地域も含む監視の下慎重に運用すること。
- 4 原子力発電所に対する武力攻撃及びサイバー攻撃については、警察や海上保安庁等関係機関と緊密な連携を図り、ハード面・ソフト面の両面にわたり万全な対策を講じること。
- 5 重層的な汚染水流出を防止する対策を実施し水産資源等への影響を回避するとともに、風評被害も含め万全の対策を講じること。
- 6 地震による液状化や津波なども含め、複合災害時においても円滑な避難が実施できるよう、継続的な財源措置や福祉車両、輸送人員の提供など、避難の実効性が向上するよう所要の措置を講じること。併せて、屋内退避や段階的避難の手順や有効性等についても、住民への周知・説明を徹底すること。
- 7 島根原子力発電所2号機でプルサーマル燃料装荷についての実施を検討する際には、安全協定の趣旨に則り鳥取県、米子市及び境港市に協議し、専門家を交えた議論や地域の意見を仰ぐなど、立地地域と同じように信義誠実を旨とした対応を行うこと。
- 8 稼働によって発生する使用済燃料の搬出等が適切に実施されるよう、国と連携をとりながら責任をもって対処すること。
- 9 安定ヨウ素剤の配布について、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミングで届くよう、必要に応じてその支援を行うこと。
- 10 島根原子力発電所で火災が相次いでいるのは遺憾であり、徹底した原因究明と再発防止対策を求めるとともに、原子力安全文化の醸成に一層取り組むこと。

(添付2)

第 202400171714 号  
防起第 1290 号 - 1  
発境防第 1538 号  
令和 6 年 10 月 11 日

原子力規制委員長 山中 伸介 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2 号機の安全対策に係る要望について（通知）

島根原子力発電所 2 号機に係る安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのとおり意見を申し入れました。

については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

#### 記

- 1 島根原子力発電所 2 号機の安全確保については、現在行われている使用前事業者検査等にかかる所要の法令上の手続きについて、原子力規制検査等において厳格に確認を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。併せて、令和 6 年能登半島地震の知見など、原子力発電所の安全性に関して最新の技術的・科学的知見を得たときは、規制基準を速やかに見直す等厳格な審査を行い、その内容について県民に分かりやすく説明すること。
- 2 島根原子力発電所 2 号機の運用は、長期間の停止や施設・設備が増設されており、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。また、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化及びヒューマンエラー防止対策などについて、厳格に確認していくこと。
- 3 島根原子力発電所では、たびたび火災等の事案が発生している。原因究明と再発防止対策を厳格に確認すること。また、劣化の兆候が見られた原子力安全文化の改善の取組について、厳格に確認していくこと。

- 4 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、原子力事業者に対し運転停止を迅速に命じることとし、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導監督を行うこと。また、サイバーセキュリティ対策の継続的な改善の確認と指導を行うこと。
- 5 中国電力が自主的に行うものも含め、島根原子力発電所の汚染水流出を防止する対策を確認するとともに、適切に実施させること。
- 6 中国電力がプルサーマルを実施するときは厳格な審査等を行うこと。また、周辺自治体の安全上の不安に応えるよう技術的な特徴や審査結果等について丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- 7 原子力災害対策指針で示されている安定ヨウ素剤の配布及び服用方法について、更なる検討を進めること。

(添付3)

第 202400171714 号  
防起第 1291号 - 1  
発境防第 1538号  
令和 6年 10月 24日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）  
浅尾 慶一郎 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2号機の安全対策に係る要望について（通知）

島根原子力発電所 2号機に係る安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのとおり意見を申し入れました。

については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液化化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 2 令和6年能登半島地震では多数の道路寸断、孤立地区の発生及び放射線防護対策施設の被災等が生じたことを踏まえ、放射線防護対策施設の新たな設置など、引き続き国が責任をもって、避難計画の実効性の一層の強化のための支援を行うこと。併せて、警察、消防、自衛隊等の実動組織による万全の措置を講じること。
- 3 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

- 4 安定ヨウ素剤は、汚染が懸念されることとなった地域の住民に適切なタイミングで届くよう、必要に応じてその支援を行うこと。
- 5 屋内退避については、住民の理解が得られるよう、万が一の原発事故時の放射性物質の放出の特徴と避難の時間的關係及び屋内退避の効果について、時間軸に沿い分かりやすく科学的な説明を行うなど、啓発に努めること。

(添付4)

第 202400171714 号  
防起第 1292 号 - 1  
発境防第 1538 号  
令和 6 年 10 月 25 日

経済産業大臣 武藤 容治 様

鳥取県知事 平井 伸治

米子市長 伊木 隆司

境港市長 伊達 憲太郎

島根原子力発電所 2 号機の安全対策に係る要望について（通知）

島根原子力発電所 2 号機に係る安全対策について、中国電力株式会社に対し別添写しのとおり意見を申し入れました。

については、貴職におかれては、下記事項について適切な対応を強く求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 2 号機の再稼働については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、再稼働に係る安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 2 組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力面の充実強化を行い、ヒューマンエラー防止対策も含め、安全な運転体制を構築するよう、事業者を指導すること。
- 3 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合で、特に緊急を要する場合は、原子力事業者が直ちに運転を停止できるよう事業者の指導監督を行うこと。また、サイバー攻撃については、関係機関と緊密な連携を図り、ハード面・ソフト面の両面にわたり万全な対策を講じるよう指導すること。
- 4 鳥取県、米子市及び境港市における島根原子力発電所の安全対策、原子力災害時の避難対策等について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。その際、UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、鳥根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液

状況が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。

- 5 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にある以上、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう交付金など相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 6 原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金について、原子力発電所の稼働に伴う周辺地域住民への生活、経済及び社会等に及ぼす影響に鑑み、地域の実情に十分配慮した交付額・期間とすること。
- 7 重層的な汚染水流出を防止する対策を実施し、水産資源等への影響を回避するよう、事業者を指導すること。また、風評被害も含め万全の対策を講じるよう政府を挙げて対応すること。
- 8 稼働によって発生する使用済燃料の搬出等が適切に実施できるよう事業者を指導するとともに、国が前面に立って責任をもって対処すること。
- 9 再生可能エネルギーの主力電源化を進め、再生可能エネルギーの導入を効果的に進めるなど、可能な限り原発依存度の低減に向けて対策を講じること。
- 10 中国電力が島根原子力発電所2号機でプルサーマル燃料装荷についての実施を検討する際には、本県等に協議し、その専門家を交えた議論や意見を仰ぐなど、立地地域と同様の対応を行うよう、事業者を指導すること。またその際は、政府は周辺自治体の安全上の不安に応えるようプルサーマルについて丁寧で分かりやすい説明を行うこと。
- 11 島根原子力発電所ではたびたび火災等の事案が発生している。事業者に徹底した原因究明と再発防止対策を求めること。また、劣化の兆候が見られた原子力安全文化の改善に一層取り組むよう、事業者を指導すること。

## 令和6年度鳥取県原子力防災訓練（島根原子力発電所対応）の実施結果について

令和6年11月29日

原子力安全対策課

島根原子力発電所の事故を想定した原子力防災訓練を鳥取県、米子市及び境港市並びに島根県等と合同で実施しました。今回の訓練は、能登半島地震を受けて複合災害時の対応について実施したもので、その成果及び教訓を地域防災計画や広域住民避難計画等に反映し、更なる計画の実効性向上を図っていきます。

本部等運営訓練（図上訓練）は、令和7年2月6日（木）に別途実施します。

### 1 概要

#### (1) 日時

11月15日（金）8：30～15：00

11月16日（土）8：30～16：00

#### (2) 主な実施場所

伯耆町 B&G 海洋センター、米子市崎津公民館、米子市河崎小学校、米子港、避難先施設（鳥取市・倉吉市）、原子力防災支援基地（江府町） 等

#### (3) 参加機関、参加者数

71機関、約730人（住民171人、バス8台、自家用車27台）

〔鳥取県、鳥取県警、米子市、境港市、鳥取市、倉吉市、伯耆町、中国電力（株） 等〕

#### (4) 訓練想定

島根県東部を震源とした地震（松江市で震度6弱、米子市・境港市で震度5強）が発生し、その後島根原発2号機において、送電線事故により外部電源が喪失し、非常用炉心冷却装置等による原子炉への注水を実施する。しかし、非常用炉心冷却装置等に設備故障が発生し、同装置等による原子炉への全ての注水が不能となり、全面緊急事態となる。

鳥取県では、災害対策本部を設置し、屋内退避等の防護措置を実施。

#### (5) 主な訓練目的

ア 複合災害への対応検証

イ 円滑な住民避難及び支援体制の構築

### 2 訓練の主な成果等

#### (1) 能登半島地震の被災状況を踏まえ複合災害を想定した対応の確認

- ・米子市崎津公民館などのコンクリート屋内退避施設への屋内退避及び自衛隊による支援物資の供給手順を確認し、自衛隊との迅速な連携を図ることができた。
- ・固定型モニタリングポスト（河崎小学校）の欠測を想定し、可搬型モニタリングポストを設置し、空間線量の代替測定を実施し、測定操作の習熟を高めることができた。
- ・米子港においてドローンによる避難経路（国道431号と想定）の被災状況の情報収集とこれに基づく自衛隊による道路啓開作業を実施し、災害時にドローンを活用した空陸連携の有効性を確認するとともに、地震・津波に起因する道路通行規制（国道431号の被災を想定）による迂回路を設定し、円滑な交通誘導と迅速な避難の実施要領を確認した。

#### (2) 原子力防災支援基地（江府基地）の運用手順の確認

- ・令和5年11月から運用を開始した江府基地の資機材の避難退域時検査会場への輸送・設置及び支援物資の受入手順を確認し、輸送業者等との連携強化を図ることができた。

#### (3) 避難受入先市町による避難者受入れ手順の確認

- ・避難受入先市の職員による避難者受付等、受入れ手順を確認し、受入市において職員の対応能力の向上が図れた。

※米子市→倉吉市（市営武道館）、境港市→鳥取市（大和体育館、鳥取商業高校）



住民による屋内退避



可搬型モニタリングポストの設置



自衛隊等による道路啓開



支援基地からのコンテナ輸送

### 3 訓練内容

訓練項目	実施場所	内 容
①緊急時モニタリング訓練	米子市及び境港市内 ほか	<input type="checkbox"/> 緊急時モニタリング実施要領に基づき、可搬型モニタリングポストの設置、サーベイ車による測定、試料採取等の実施 <input type="checkbox"/> 資機材等の養生、要員の汚染検査及び被ばく管理等の手順の確認
②広報・情報伝達訓練	県庁	<input type="checkbox"/> 緊急速報（エリア）メール・あんしんトリピーメール・原子力防災アプリによる情報伝達、報道機関との連絡調整、道路情報表示板を活用した情報伝達の検証
③原子力防災支援基地運用等訓練	原子力防災支援基地（江府基地）	<input type="checkbox"/> 避難退域時検査会場へのコンテナ資機材の輸送 <input type="checkbox"/> 他地域からの支援物資の受入れ
④屋内退避訓練	米子市崎津公民館 境港市保健相談センター	<input type="checkbox"/> 自宅における屋内退避の実施 <input type="checkbox"/> 屋内退避施設における屋内退避の実施 <input type="checkbox"/> 屋内退避施設への物資補給
⑤住民避難訓練（避難行動要支援者避難含む） 米子市崎津地区、境港市境・上道地区が参加	一時集結所（米子市・境港市内）、 広域避難所（鳥取市・倉吉市内）ほか	<input type="checkbox"/> バスや住民の自家用車による避難手順や避難経路、避難先の確認 <input type="checkbox"/> 陸上自衛隊車両による避難手順の検証 <input type="checkbox"/> 福祉車両（ストレッチャー）による避難手順の確認 <input type="checkbox"/> 信号機遠隔制御による避難円滑化や、道路監視カメラによる避難状況の把握
⑥避難退域時検査等訓練	伯耆町B&G海洋センター	<input type="checkbox"/> 避難退域時検査用資機材の輸送体制の確認、展開手順の習熟 <input type="checkbox"/> 車両用ゲートモニタ等各種資機材操作方法の習熟、汚染検査手順や大型車両除染システム及び拭き取りによる簡易除染手順の検証 <input type="checkbox"/> 検査会場の人員体制の検証、検査の円滑かつ効率的な実施を行うための検査会場レイアウトや資機材・システムの使用等の検証
⑦広域避難受入れ訓練	鳥取市大和体育館 倉吉市宮武道館	<input type="checkbox"/> 広域避難に係る情報共有・伝達手順の実施 <input type="checkbox"/> 広域避難所への受入れ手順等の確認 <input type="checkbox"/> 避難先地域等に係る講習の実施
⑧県営広域避難所開設訓練	鳥取商業高等学校	<input type="checkbox"/> 避難所レイアウトの開設 <input type="checkbox"/> 避難者の受付手順の確認
⑨避難行動要支援者避難訓練（障がい者施設）	障がい者支援施設 光洋の里	<input type="checkbox"/> 避難対象施設における避難計画の確認及び実効性の検証 <input type="checkbox"/> 避難元施設、行政機関等との連携確認 <input type="checkbox"/> 放射線防護施設の動作確認
⑩原子力災害医療活動訓練（県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院）	島根県立中央病院	<input type="checkbox"/> 染傷病者の搬送（陸路搬送を想定） <input type="checkbox"/> 汚染傷病者の線量測定、汚染創傷部位の除染、内部被ばく線量の測定等を実施 <input type="checkbox"/> 鳥取県の「原子力災害医療派遣チーム」による後方支援の実施
⑪原子力災害医療活動訓練（安定ヨウ素剤の配布）	一時集結所（米子・境港市内）、 避難退域時検査会場（伯耆町B&G海洋センター）	<input type="checkbox"/> 緊急配布指示の伝達訓練 <input type="checkbox"/> 緊急配布に関する一時集結所での住民説明 <input type="checkbox"/> 避難退域時検査会場における緊急配布手順の確認
⑫避難誘導、交通規制等訓練	避難訓練実施区域 周辺、避難ルート、ほか	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部等設置運営訓練 <input type="checkbox"/> 県警による避難誘導、広報・情報伝達、信号機の遠隔制御動作確認、交通検問所の設置、渋滞解消のための誘導等
⑬避難経路確保訓練	米子港	<input type="checkbox"/> 災害対策基本法に基づき放置車両等を強制的に移動する手順の確認 <input type="checkbox"/> ドローンによる被災状況の情報収集、陸上自衛隊によるがれき撤去の訓練

### 4 その他

本県の原子力防災支援基地から他地域の避難退域時検査会場までコンテナ・資機材の輸送等を行い、他地域への資機材融通に係る手順の確認、資機材輸送能力の向上及び円滑化を図ることを目的として、11月24日（日）の富山県原子力防災訓練に参加し、富山県等と連携の手順が確認できた。

## 原子力安全顧問の委嘱について

令和6年11月29日  
原子力安全対策課

本県では、原子力災害対策等について技術的観点から幅広く指導、助言を得ることを目的に、鳥取県原子力安全顧問（以下「顧問」という。）を設置していますが、顧問の任期満了に伴い、10月17日付けで17名に委嘱（いずれも再任）しました。

- 1 委嘱者 17名
- 2 任期 令和6年10月17日（委嘱日）～令和8年10月16日
- 3 自己申告の状況

顧問の中立公正性及び透明性を適切に確保するため顧問の要件等を定めており、委嘱に当たって自己申告調査を行い、全顧問が欠格要件に該当しないことを確認した。

<b>（顧問の資格基準）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業者等の役員、従業員等でない者（過去3年間）</li> <li>・原子力事業者等で組織する団体（電事連等）の役員、従業員等でない者（過去3年間）</li> <li>・同一の原子力事業者から年間50万円以上の報酬を受領していない者（過去3年間）</li> </ul>	
<b>（情報公開事項）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年間の研究に対する寄附、所属学生の就職状況</li> </ul>	

#### 4 原子力安全顧問一覧 （令和6年10月17日現在）

分野	専門分野	所属・役職	顧問名
環境モニタリング	放射線計測・防護	福山大学名誉教授	占部 逸正
	環境放射能	広島大学・教授	遠藤 暁
	放射線管理学	京都大学複合原子力科学研究所・教授	藤川 陽子
放射線影響評価	内部被ばく	日本文理大学・教授	甲斐 倫明
	緊急被ばく医療	放射線影響研究所・理事長	神谷 研二
	救急医学・被ばく医療	量子科学技術研究開発機構・次長	富永 隆子
	放射線治療	鳥取大学医学部附属病院・教授	吉田 賢史
地震	強震動、震源断層	鳥取大学・教授	香川 敬生
	地震工学、地盤構造探査	鳥取大学・准教授	野口 竜也※
原子炉工学	原子力工学	原子力安全システム研究所技術システム研究所長	片岡 勲
	原子炉物理	大阪大学・教授	北田 孝典
	原子力工学	東京都市大学・教授	牟田 仁
	材料力学	大阪大学・教授	望月 正人
	原子力工学	名古屋大学・教授	吉橋 幸子
地下水	地盤工学	鳥取大学・准教授	河野 勝宣
放射性廃棄物	核燃料サイクル	京都大学・教授	佐々木 隆之
原子力防災	地域防災学	筑波大学・准教授	梅本 通孝

※西田顧問（鳥取大学名誉教授）の後任として令和6年8月19日付委嘱。西田顧問は任期満了により退任。

#### （参考）主な活動実績（前委嘱期間 令和4年10月17日～令和6年10月16日）

- ・原子力安全顧問会議
- ・原子力安全顧問ワーキンググループ
- ・原子力安全対策合同会議
- ・島根原子力発電所視察
- ・島根原子力発電所2号機の審査結果の確認
- ・島根原子力発電所1号機（廃止措置計画変更）の審査結果の確認